

令和5年 第8回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和5年8月29日（火）14時00分
2. 場 所：由布市役所本庁舎 市民ホール2階 2-1会議室
3. 出席委員 9名
会 長 7番 坂 本 成 一

委 員 1番 縣 次 男
2番 二 宮 寿 徳
3番 秋 吉 一 郎
4番 高 田 英
6番 大 野 重 利
8番 江 藤 国 子
9番 安 部 義 浩
11番 橋 本 早 人
4. 欠席委員 5番 大 津 雄 司
10番 麻 生 秀 昭
5. 議事参与が制限された委員数 1名
6. 議事日程
(1) 出席確認
(2) 会長挨拶
(3) 議 事
① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
③ 農地法第4条の規定による許可申請について
④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
⑤ 農用地利用集積計画について（貸借権設定）
⑥ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
⑦ その他
(4) その他
7. 出席職員
農業委員会事務局職員
事務局長 二宮啓幸、次長 長松喜久一、主査 小原匡博、主任 興梶 太希、
行政専門員 衛藤哲男
8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和5年 第8回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号11番 橋本 早人委員にお願いしたいと思います。

宜しく申し上げます。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第6までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」
(議案第1号 1件)

議 長

それでは、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議 長

議案1号につきましては、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思います。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第2号～4号 3件)

議 長

それでは、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説

明。

議 長

議案2号ですが、4番 高田委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(4番 高田 英 委員 退席)

それでは、議席番号8番 江藤 国子委員より説明をお願いします。

8番 江藤 国子 委員

湯布院町のグラウンドの近くになるんですが、渡人と受人は親戚で、機械なども揃っていて自分の旅館にお米も出したりしているので特に問題ないと思います。

議 長

それでは、議案2号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。

挙手多数により承認されました。

4番 高田 英 委員

ありがとうございました。

議 長

続きまして、議案3号につきまして担当の麻生委員が欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事 務 局

まず場所なんですが、庁舎から高岡の方面へ向かいまして橋爪公民館の少し手前の左手側、JRの線路沿いにビニールハウスがありますがその東側になります。先ほどの申請理由でもありましたが元々賃貸借契約で申請地を作っており今後引き続き耕作するという事です。農機具等も持ち合わせており経験も十分ございます。受人は認定農業者であり問題はないかと思えます。

審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案3号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案4号につきまして議席番号9番 安部 義浩委員より説明をお願いします。

9番 安部 義浩 委員

はい、4号について説明いたします。

場所はですね、篠原の橋を渡って大將軍神社に上がっていく手前です。

申請地の周りは既に受人が所有しておりました。渡人と受人は義理の兄弟ということで受人のお姉さんが渡人のところへ嫁いでいるという関係です。別に問題はないかなと思っております。

議 長

それでは、議案4号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第5号 1件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案5号について議席番号6番 大野 重利委員から説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

はい、それでは説明をします。

挾間町古野、古野の一番大きな交差点のところに位置します。転用者は農業をしながら集合住宅を建てたいということで、2棟建てるということです。交差点のすぐ上のところですよ。

審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案5号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第6号～10号 5件)

議 長
続きまして、日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局
日程3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長
議案6号について議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員
では説明をします。
これも挾間町古野で、大きな交差点からちょっと下に下がったところに位置します。
2名の土地を使って大分の不動産屋が宅地分譲をするという、14区画になっています。
これも挾間町の審議会で審議を終了しています。審議よろしくをお願いします。

議 長
それでは、議案6号につきまして、質問がある方はお願いします。
質問ありませんか。
(ありません。)
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案7号について、担当の麻生委員が欠席なので事務局より説明をお願いします。

事 務 局
はい、では説明をします。
申請地は庄内町高岡の橋爪自治区です。場所としては橋爪の自治公民館に隣接している農地です。ここについてはだいぶ前から公民館の駐車場として造成され使われていたんですけども、今回所有権などを整理しておこうという所で追認という形で出てきました。
今回の受人としては橋爪自治会になってますが認可地縁団体の認定を受けており、自治会が所有権を持てるような状況になっていますので、今回所有権移転して今後管理していくということです。
追認ではありますが農地区分的にも問題はないと思いますので、審議よろしくをお願いします。

議

長

それでは、議案7号につきまして、質問がある方はお願いします。

ちょっと聞きたいんだけど、これ公民館？

事務局

公民館の駐車場。

議

長

ということは市の物にならないの？

事務局

市が所有している公民館もありますし、個人が持っていて借りてる形式の公民館もありますが、普通自治会は不動産を持ってないんですけど認可地縁団体っていう手続きを踏むといわゆる法人格のようなかたちになって不動産を持てるようになるんですね。橋爪自治会については過去にその申請をされていて不動産を持つ資格を持っていたので、今回こういうふうには駐車場を持つと。公民館本体の方もなんか所有権移転するって言ってたような気がするんですけど。

そういうことで今回受人としてできるということ。

議

長

分かりました。

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案8号について、担当の大津委員が欠席なので事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは8番を説明します。

場所は挾間小学校の東側、黒川の河川沿いのところになります。令和2年の大雨で橋が流されたところの隣でして、現在橋は復旧されて新しい道が通ってるんですけど、資料の22ページに位置図・航空写真がありますが周りは宅地が多くあり農地としてはポツンとしているような感じです。

ここの目的は分譲地ということで住宅会社が土地を買って12区画の分譲とを作るような計画となっております。

県管理の河川沿いというところで県土木事務所への許認可の申請を既に完了しており、手続きとしては問題ないと思います。農地区分的にも3種農地ですので特別問題はないかと思えます。審議よろしくをお願いします。

議

長

それでは、議案8号につきまして、質問がある方はお願いします。

質問ありませんか。

(ありません。)
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案9号について、議席番号9番 安部 義浩委員より説明をお願いします。

9番 安部 義浩 委員

はい、9番について説明します。
場所は県道小挾間大分線の大分県のぞみ園の東側になります。字図は28ページ、29ページとなっております。
ここは見てもわかる通り畑しかできないんですね。排水も古野井路の許可を得ているということで何ら問題はないかなと思います。
審議の方よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案9号につきまして、質問がある方はお願いします。
質問ありませんか。
(ありません。)
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案10号について、担当の麻生委員が欠席なので事務局より説明をお願いします。

事 務 局

それでは10号を説明します。
場所としては庄内町の高岡で西庄内小学校のやや東側のところになります。
家が点在しているところですが、家と家に挟まれた農地1筆というような状況でございます。
今回の目的としては一般住宅の建築でして、土地もほぼフラットでして周辺への影響はないと思われまます。水路も敷地の隣にありますのでそちらに排水するという事で同意が取れております。審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案10号につきまして、質問がある方はお願いします。
質問ありませんか。
(ありません。)
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、案承認致します。

■日程 第5 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第11号 1件)

議長

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議長

それでは、議案11号は継続の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第6 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」

(議案第12号 1件)

議長

日程 第6 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

では農政課の担当の方から説明をしてもらいます。

農政課

皆さんこんにちは。農政課の岩野と申します。うちの方から議案番号12の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見の聴取について説明をさせていただきます。資料の1ページ目からが変更案、21ページ目からが新旧対照表となっておりますのでご覧ください。

まず、農業経営基盤強化促進法は効率的かつ安定的な農業経営の確立、安定した農業経営を目指し意欲ある農業者に対する農用地の利用集積、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずるために整備された法律であります。認定農業者制度もこの法律に基づいております。

今回、この農業経営基盤強化促進法が本年4月1日付で改正されました。法改正に伴いまして同法第6条第1項に規定される市町村において定めているこの基本的な構想を変更するものです。また、同法の規定により農業に関係する者の意見を求めることとされておりますので今回の変更について農業委員会に意見の聴取を求めるものであります。

具体的な内容について説明をいたします。7ページをお開き下さい。7ページ下段の赤いところですが、第4 農業を担うもの確保及び育成に関する事項の追加です。所謂新規就農者の確保に関する事項でありまして、大分県が基本方針を策定しそれに合わせて由布市における担い手の確保、育成の考え方、就農希望者の受け入れ態勢の確保から就農後の定着に向けた支援、それから関係機関との役割分担、連携の考え方などを追記・記述しております。

次に資料の12ページをお願いいたします。資料12ページの下段の赤く記載している

ところでは、3 地域計画の策定に関する事項の追加です。本年度施行された地域計画の策定の進め方について協議の場の設置の方法、時期、参加者、協議すべき内容、相談窓口の設置、各関係機関との役割分担・連携の考え方などを記述しております。なお、地域計画については本年度から令和6年度末までに策定することとされておりますが本年度に置きましては農政課・農業委員会事務局が連携を図り、まずは中山間地域直接支払制度を活用しております約48集落において地域の協力をいただきながら地域計画の策定に向けて協議検討を進めているところであります。それ以外の地域についても来年度の策定に向けて個別に説明会等を開催し検討を進めていく予定であります。

それから最後に資料の35ページをご覧ください。左側が改正案になります。改正案の第6①利用権の設定等の促進のところになります。こちらにつきましては利用権設定等促進事業の廃止に伴う文言の修正を行っております。

以下42ページまでは同様の内容となります。主な改正内容の説明につきましては以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長
農政課から説明がありましたが、何か質疑があればお願いします。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

議 長
高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

記述されていますって言われたんですけど、どういうふうに記述しているのかっていうのが大事じゃないかと思うんですけど、その説明が無いのでこれ一旦ここで読み上げをしないと内容的に掴めないですよ。

それともう一点、12ページにある地域計画の策定についてなんですが、私と秋吉委員さんは農政対策審議会の中で地域計画の説明が若干されたんですが農業委員会の中ではしてないですよ？皆さんこれを存じてるのかなとちょっと疑問に思ったんですがどうでしょうか。

議 長
たぶん誰も知らんと思うわ。

4番 高田 英 委員

農政対策審議会の中で一旦説明があったんですが、簡単にもうちょっと要点を説明していただけると。

農 政 課
すみません、私の方から要点を一度読み上げさせていただくということによろしいですかね。

議 長
はい。

農 政 課
資料の7ページになります。
こちらが新設する新規就農に関する事項となります。

(「第4 農業を担うものの確保及び育成に関する事項」を読み上げ説明)

次に12ページをお願いします。

こちらが地域計画に関する記述の部分です。

(「3 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項」を読み上げ説明)

以上です。

4番 高田 英 委員

岩野さん、地域計画そのものが何なのかという所の説明が、皆さん分からないんじゃないかなって言ったんですよ。私が前に農政対策審議会の中で聞いた話の中では、その網にかかってないと交付金とか補助金とかそういったものが受けられなくなるのでそれを作るんですよってという説明だったと思うんですけど。

3番 秋吉 一郎 委員

この前簡単に説明してくれたやん。あれがわかりやすかったけど。

事務局 長

農業委員会からちょっといいですか。

4番 高田 英 委員

お願いします。

事務局

すみません、では私の方からちょっと説明をさせてください。

地域計画に関してなんですけれども、ざっくり言うと、これまで人農地プランというものがありましたがこれがその地域の農業の将来像を示したものになります。例えばうちの地域では農地がどのくらいあって主な耕作物はなにで地域内には認定農業者のAさんが要るからAさんを主体に頑張っていきましょうとか、そういう地域のこれからのビジョンを示すようなものが一つ、それに加えて地域の農地1筆1筆の耕作者が誰なのかというものを記した目標地図というものの作成が求められています。なので、地域のビジョンと耕作者情報が載った目標地図、この二つを合わせて地域計画という括りにしておきまして、この地域計画を令和6年度までに各地自体は作成してくださいねって国から指示が来ております。そしてこれが今後、令和7年度以降になるかと思うんですけれども先ほど説明でありました中山間直接支払制度であるとか鳥獣害の対策であったりとか認定農業者制度であったりとか、そういったものの補助金を交付するための要件の一つになってくるだろうと思われれます。なので地域計画を作っていないエリアに関してはこういった制度が受けられなくなる可能性が高いというふうに国から示されています。

先ほど説明にありましたように、今年度に関しては地域である程度の母数を有していたり常日頃から連携が取れているだろうということによって中山間組織の方々に依頼を出しておきまして、地域の取りまとめというか1筆1筆この農地は誰が作っているとか今後誰さんが作る予定だ、もしくはこの農地は今後作っていくのが厳しいんじゃないかとかそういったところの情報提供と、あとは地域のビジョンのところですね。今後認定農業者のAさんはまだ余力があるので高齢になっていくCさんの農地をAさんの方にお預りできないかとか、そういう調整を各地域にお願いしているところでもあります。

今年度に関して言いますと中山間組織の方々を主体に話を進めているので、農政課と農業委員会の事務局の方で話に行き進めているような段階になるんですが次年度以降個別にあたっていく必要が生じたときに農業委員さんまたは推進委員さんの協力を得ながら、

一緒に入ってもらったりしながら地域計画の目標地図の名前の落とし込みなどをしていくような形になるのではないかなと考えています。

すみません、かなりざっくりなんですけど地域計画の説明と今の動きといったところでご説明です。

議 長

はい、説明がありましたが、何か質疑があれば。

4番 高田 英 委員

あの、国から定められたものだからやらないとしょうがないんでしょうけど、せっかく農振というものがあって、それとは別にまたこういうことをしないといけないっていうのは何か複雑なような気がして。私は農振を活用すればいいんじゃないかなと思うんですけど、しょうがないのかもしれないけど。

3番 秋吉 一郎 委員

何年度計画っていうのが必要なんやわ。大体何でも、農業でも林業でもな。今回それに入らないと補助金が出ないってことやな。

事 務 局

その可能性がかなり高いんじゃないかなと思いますね。

3番 秋吉 一郎 委員

この前も言ってたけど中山間からやっていくっていうことでそれ以外に相当あるじゃないかってその時も意見を出したけどそれは次年度以降ということだから、できたらそういう恵まれた状況の人の意見だけではなくて小さな農業でも頑張っている人もいるからそういう人たちの意見っていうのを吸い上げるように努力した方がいいかなと思います。

4番 高田 英 委員

それ別に農振にかかってなくてもいいの？

事 務 局

対象は農振筆というふうになってますね。

高田委員が言うように農振筆の中でこれをやる意味については我々事務局側としてもどうなのかなと思う所はありますけど。

4番 高田 英 委員

それともう一つ聞いていいですか。

利用権設定についてはなんらかの変更がある？「の」が入るだけの話？

農 政 課

すみません、36ページに新旧対照表がありますが、第6の①についてですがこれまで利用権設定等促進事業という事業でずっと動いてきてたんですけど今年の4月1日にそれが廃止になりました。それがなぜかというところと再来年に農地中間管理事業の方に移行していくという流れの中で、利用権設定等促進事業が廃止となっております。ですのでそこについて事業の文言を残すわけにはいかないといったところで県の方針なども参考にしながら利用権の設定等の促進といった形で文言を変えて記述をしているところです。

4番 高田 英 委員

じゃあ今まで通りの利用権設定というのは引き続きあるということですか。

農 政 課

そうですね、廃止はされているんですけども経過措置が2年間ありまして、今年度と来年度ですね、利用権設定自体は経過措置の中で動いている状況です。

事 務 局

令和7年度以降は今出してもらっている利用権設定が無くなって中間管理機構を経由することでしか貸し借りが出来なくなるという認識ですね。

農 政 課

そうです。

4番 高田 英 委員

じゃあ小さな、個人対個人でやっていた貸し借りについても全部そういうふうにするということになるんですかね。

事 務 局

国としては中間管理機構にそこまで、農地1筆の貸し借りでも面倒見てもらいたいっていうのがあってしょうけれども実際受けてくれるんですかね。

議 長

利用権設定が無くなるんだったら中間管理機構がやらないとしょうがないわな。

事 務 局

基本的に公社の貸し借りは担い手じゃないと受けてくれなかつたりするので。ですから今推進委員さんたちに作ってもらってる活動記録、あれもいわゆる農地の貸し借りの推進・促進でやってもらってるんですけど基本的に受け手は担い手じゃないとポイントにならないんですよ。ですからこれ国の方向性として担い手じゃない人に貸し借りはやめてくれという、すべて担い手であるべき人に農地を集約してくれという方向性のようですね。

議 長

ヤミ小作ばかりになってしまうわな。

4番 高田 英 委員

そうですね、結局そういうことになる。

結局市を通さないで相対で契約した方がいいということになってしまう。

事 務 局

3条の貸借もあるはありますけど、なかなかね。

ヤミ小作のことも、今再生協が貸し借りの、まあ自己申告制ですが、取りまとめをしますけど、再生協もいずれデータが行政サイドで統一されるというか、現在再生協は再生協でデータを集計してますけどいずれ農業委員会と再生協のデータが統一されたとしたら、これまではヤミ小作は全く分からなかったんですけどいずれ貸し借りについて両方が情報共有する形になっていくようですので、そうなった場合にヤミ小作とそうでない小作が農業委員会の方でもはっきりわかるようになるのではないかなとは考えています。

議 長

いやそれは無理だわ。再生協と全く付き合いしていない人もいるから。調査したとしても出してくれない人は全く分からないだろうから。人によっては催促しても全く取り合ってくれない。

まあ、これはこれでいいと思うけど。

9番 安部 義浩 委員

一ついいですか。今例えば今年の2月なりに利用権を継続して5年間継続した人とかがいたとすると、その利用権が無くなるということは5年後の次の契約の時に利用権でなくてということになるのか、それとも利用権が無くなってしまふから2年後に新たに締結しなおしてという話になるのか、そういう説明は農政課になるのか分からないけどどうなんですか。

事務局 長

既に締結されたものは生きると思いますけどね。

9番 安部 義浩 委員

じゃあその期間、5年なら5年間そのまま。

議 長

それは5年契約っていうことで中間管理機構通してれば…。

9番 安部 義浩 委員

いやいや、通してない話。今言うような個人での。

議 長

それはちょっと、新たに2年後に契約しなおさないといけないんじゃないの・

9番 安部 義浩 委員

だからそういう人は、私は今年契約して向こう5年間は作ってもらえるって思ってるやろ。だから2年後に何も来なければ手続きに気付かないだろうし。

それと担い手ってさっきから言うけど、そこの家の今耕作してる人は77歳ぐらいで、息子さんはいるんですけど、息子さん名義でもいいのか、そこらへんがね。

11番 橋本 早人 委員

5年間は行くんじゃないんですか。

3番 秋吉 一郎 委員

それは5年間行くと思うよ。

事務局 長

なんでも大体そうですけど、法改正があったときにそれ以前の契約が無くなるということは通常あり得ないと思いますけど。

事務局

要は契約が切れる5年後とか10年後とかにそういう人たちに、3条の貸借の申請か中間管理機構でやってくださいという案内を出せるのかどうかということですよ。

9番 安部 義浩 委員

そうそう、今は早めに農政課の方から通知が来るやん。だからその時に新たに3条の契約にしてくださいみたいな感じの文書で出すのかなと思ってな。

事務局

まあその契約が生きるのかの確認と併せてちょっと確認しておきます。

議長

変わるのは2年後？

事務局

令和6年度まで。

議長

他に質問ありませんか。

(8番 江藤 国子委員より挙手あり。)

議長

長
江藤委員さんどうぞ。

8番 江藤 国子 委員

人農地プランなんですけど、中山間地域で作ってそのあと小さな地域でも作ってるじゃないですか。そういうのじゃなくて由布院盆地みたいな感じでがぼって作ってくれと、すごくみんな融通が利く気がするんですけど、それだと人が多くかかわりすぎて面倒くさいんですかね？

うちとかはたぶん全然人農地プラン入ってなくて、自分たちで作ろうとしたら結構面倒くさいからやってないんですけど、これに入っていないならいろんな支援が受けられないなら入りたい人はいっぱいいると思うんで、もう湯布院町とか庄内とかでがぼって作った方が楽な気がするんですけど、かえって面倒なんですかね。

議長

長
事務協議がかなり大変になると思う。

3番 秋吉 一郎 委員

さっき中山間の関係言ったやろ。今江藤さんのところは中山間入っていないから心配する点だと思うわ。

事務局

今現在人農地プランに準ずるような形で地域計画を作ろうかなということ動いているような形ではあります。それで今江藤委員がおっしゃったように、地域をまとめることによって恩恵を受けやすくなる人もいるでしょうし、場合によっては担い手不足の解消につながるという可能性も出てくることだと思います。なのでそのあたりは、今は中山間地域の人に色々ヒアリングしているような段階になりますのでちょっと今後検討材料として考えさせてもらえればと思います。ちょっと今段階でそのようにしますというのはちょっと難しいので。

3番 秋吉 一郎 委員

一つな、うちの地区の例で言うと、うちの地区で昔は20軒も30軒も農業している人

がいたんだけど、今はもう5軒。それは一つの地区だけで。大きくしたら下湯平地区ってあるけど、その中で見ても50軒ぐらいしかない。じゃあ全体で行くかって言ってもほとんど農業する人が少なくなってきた。だからちょっと広域で考えてもらった方がある程度網羅しやすいんじゃないかなって。そういう心配がある。

8番 江藤 国子 委員

結構ここ何年間で、うちは川西なんですけど、由布院駅の方まで耕作に行くのが大変だから農家同士で土地を交換したりいろいろしてるんだけど、そういうのがこういうのに全然成果として上がってこないから全部でがばってかけた方が成果が上がりやすいんじゃないかなって。

3番 秋吉 一郎 委員

ただ広域にすると事務局が大変やわな。

事務局

今の話は検討材料としてお受けしますので、また考えさせていただきます。

議長

詳しくは検討中ということで。

他に質問ありませんか。

(ありません。)

それでは、議案12号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第7 「その他」

議長

その他で何かありますか。

他に無いようですので終了したいと思います。

以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。